

〔客観的、具体的根拠を表示せず「No.1」と表示〕

Q. 民間の調査会社から提案を受け、県内における中古車販売台数を調査したところ、2024年1月から12月において当社がNo.1であることが分かったため、広告にその旨を表示したいと考えていますが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

2024年1～12月 ●●県内の中古車  
販売台数 No.1 

A. 「No.1」「トップ」「日本一」等の最上級を意味する用語を表示する場合、その裏付けとなる客観的・具体的根拠が必要であり、その根拠は正確に実証されたものでなければなりません。

「中古車の販売台数」については、現時点において、客観的根拠となる統計数値（国の登録・届出情報）が存在しないため、「No.1」「トップ」「日本一」等の最上級を意味する用語を表示することはできません。